

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成26年 1 月31日
【会社名】	株式会社スーパー大栄
【英訳名】	Super Daiei Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 勝彦
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号
【電話番号】	北九州(093)602-2770(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 阪本 博美
【最寄りの連絡場所】	北九州市八幡西区中須一丁目 1 番 7 号
【電話番号】	北九州(093)602-2770(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 阪本 博美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 260,484,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人 福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,772,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成26年1月31日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,772,000株	260,484,000	131,128,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,772,000株	260,484,000	131,128,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、129,356,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
147	74	1,000株	平成26年3月3日(月)	-	平成26年3月4日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先である株式会社イズミ(以下、「イズミ」といいます。)との間で、募集株式の総数引受契約を締結する予定です。
4. 払込期日までに、イズミとの間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社スーパー大栄 経理部	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西日本シティ銀行 八幡駅前支店	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
260,484,000	4,500,000	255,984,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、弁護士費用2,000,000円、有価証券届出書及び目論見書等の作成費用1,000,000円、登記関連費用1,500,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額255,984,000円については、全額を設備資金に充当する予定であります。

なお、調達した資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	概算費用(円)	支出予定時期
D & D行橋店改装費用	80,000,000	平成26年5月～平成26年7月
店舗鮮魚冷凍機ショーケース購入(10店舗)	8,000,000	平成26年4月～平成26年9月
LED照明に変更	8,000,000	平成26年4月～平成26年9月
新店舗出店費用	159,984,000	平成26年10月～平成27年3月
合計	255,984,000	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社イズミ
本店の所在地	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成25年5月30日 第52期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日) 四半期報告書 平成25年7月12日 第53期第1四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日) 四半期報告書 平成25年10月15日 第53期第2四半期(自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日) 四半期報告書 平成26年1月14日 第53期第3四半期(自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、創業以来北九州市を中心に小売業（スーパー）、外食等の関連事業を主体に事業展開を図って参りました。一方、流通業を取り巻く厳しい競争環境の中で更なる成長を遂げるためには、小売業界の有力企業との連携により事業効率の向上を目指すことが極めて重要であると考えております。このような状況の中、イズミより資本業務提携及び第三者割当増資について提案をいただき、企業規模及び資金調達の確実性の高さ並びに迅速性等を鑑み、第三者割当増資を決定いたしました。また、資本業務提携をすることにより、共同仕入の実施が可能となり、原価交渉力の強化、物流・システムの連携によるコスト削減、店舗運営ノウハウを共有することによるマーケティング力の強化や接客スキルの向上、什器・間接資材の共同仕入によるコスト削減等といったシナジー効果を楽しむことができるものと考えております。本資本業務提携及び第三者割当増資は当社の独立性を損なうものでなく、割当予定先としてイズミを選定することは適切であると判断いたしました。

当社及びイズミが、相互の経営資源を融合することにより、事業規模の拡大及び業務効率の向上を図り、互いの事業基盤をより強固にすることで競争力を強化し、北部九州におけるリージョナルチェーンの構築を目指すものであります。これにより、安全・安心で価値ある商品の提供を通じ、お客様の豊かな暮らしと地域の発展に更なる貢献ができるものと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,772,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、割り当てる当社普通株式の保有方針について、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

また、割当予定先が払込期日より2年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を証券会員制法人福岡証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を依頼する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第52期有価証券報告書（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）及び第53期第3四半期報告書（自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日）に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本第三者割当増資の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成25年5月30日）において、特定団体等とは取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、裏取引や資金提供などは行わず、また、特定団体等からの要求等があった場合には、警察等の外部専門機関との連携のもと、組織として対応するとともに、必要に応じて、民事と刑事の両面から法的な対応することについて確認しております。したがって、割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議の前日までの直前1ヶ月間（平成25年12月31日から平成26年1月30日まで）の証券会員制法人福岡証券取引所における終値平均値147円（円未満切捨て）といたしました。

発行価格を取締役会決議日の前日以前1ヶ月の終値平均値とした理由は、当社株式が市場における取引高が少なく、株価の短期的な変動が大きいため、一定期間の標準化された値を基準とすることにより、恣意性や特殊要因を排除でき、客観的かつ合理的であると判断したものであります。

なお、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前日の終値は143円でプレミアム率が2.80%、直前3ヶ月間（平成25年10月31日から平成26年1月30日）における当社株式の終値の平均値143円（円未満切捨て）とのプレミアム率が2.80%、直前6ヶ月間（平成25年7月31日から平成26年1月30日）における当社株式の終値の平均値144円（円未満切捨て）とのプレミアム率が2.08%となっておりますが、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記発行価格の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査役全員（3名、うち社外監査役2名）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利でない旨の見解を得ております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は1,772,000株であり、本届出書提出日における発行済株式数7,200,000株に対して24.61%（平成25年9月30日時点の総議決権数7,120個に対する割合は24.89%）に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。しかし、本第三者割当増資による260,484,000円の資金調達及び割当予定先との関係強化が事業拡大による収益力の向上や財務の安定化に寄与し、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本第三者割当増資による株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社イズミ	広島市東区二葉の里三丁目3番1号		%	1,772	19.93%
大栄持株会	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	1,205	16.92%	1,205	13.55%
中山和子	北九州市八幡西区	382	5.37%	382	4.30%
中山勝彦	北九州市八幡西区	336	4.72%	336	3.78%
株式会社西日本シ ティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	330	4.63%	330	3.71%
三井食品株式会社	東京都中央区八重洲二丁目7番2号	274	3.85%	274	3.08%
ヤマエク野株式会 社	福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号	203	2.85%	203	2.28%
東京海上日動火災 保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	198	2.78%	198	2.23%
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口 4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	194	2.72%	194	2.18%
宮下信一	北九州市八幡東区	139	1.95%	139	1.56%
スーパー大栄社員 持株会	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	138	1.94%	138	1.55%
計	-	3,399	47.74%	5,171	58.15%

(注) 1. 本第三者割当増資前の大株主構成は、平成25年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の総議決権数に、本第三者割当増資により増加する議決権数(1,772個)を反映し算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第42期）の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年1月31日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成25年6月27日の第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額21,581,982円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

補欠取締役として、長井稔雄を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、菰田孝之を選任する。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	5,321	195	2	(注)1	可決 88.40
第2号議案 補欠取締役1名選任の件 長井 稔雄	5,440	78	0	(注)2	可決 90.38
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 菰田 孝之	5,439	79	0	(注)2	可決 90.36

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年1月31日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年1月31日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 最近の業績の概要

第43期第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)の四半期財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,460,253	1,823,258
売掛金	4,172	7,544
商品	690,771	771,863
その他	128,675	107,448
流動資産合計	<u>2,283,873</u>	<u>2,710,115</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,160,306	3,048,935
土地	3,282,026	3,272,728
その他（純額）	539,667	539,985
有形固定資産合計	<u>6,982,000</u>	<u>6,861,650</u>
無形固定資産	132,365	123,278
投資その他の資産	1,132,966	1,054,260
固定資産合計	<u>8,247,332</u>	<u>8,039,189</u>
資産合計	<u>10,531,206</u>	<u>10,749,304</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,908,236	2,377,242
短期借入金	1,800,000	1,680,000
1年内返済予定の長期借入金	563,000	568,000
未払法人税等	28,367	7,076
賞与引当金	33,000	7,000
ポイント引当金	10,215	9,728
店舗閉鎖損失引当金	2,955	2,020
その他	662,924	709,780
流動負債合計	<u>5,008,698</u>	<u>5,360,846</u>
固定負債		
長期借入金	991,000	855,000
退職給付引当金	685,016	698,456
役員退職慰労引当金	101,959	105,592
その他	362,428	398,127
固定負債合計	<u>2,140,403</u>	<u>2,057,177</u>
負債合計	<u>7,149,101</u>	<u>7,418,024</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,667,108	1,667,108
資本剰余金	1,617,919	1,617,919
利益剰余金	85,477	32,933
自己株式	△1,321	△1,554
株主資本合計	<u>3,369,182</u>	<u>3,316,405</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,921	14,874
評価・換算差額等合計	<u>12,921</u>	<u>14,874</u>
純資産合計	<u>3,382,104</u>	<u>3,331,280</u>
負債純資産合計	<u>10,531,206</u>	<u>10,749,304</u>

[次へ](#)

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	18,399,554	17,671,629
売上原価	14,540,791	14,003,104
売上総利益	3,858,762	3,668,524
営業収入	291,354	280,733
営業総利益	4,150,117	3,949,258
販売費及び一般管理費	4,022,333	3,922,264
営業利益	127,783	26,994
営業外収益		
受取利息	2,835	2,546
受取配当金	5,267	4,333
違約金収入	3,300	—
その他	10,554	9,178
営業外収益合計	21,957	16,058
営業外費用		
支払利息	37,899	34,021
その他	1,054	764
営業外費用合計	38,954	34,786
経常利益	110,786	8,266
特別利益		
固定資産売却益	5,229	22,522
投資有価証券売却益	7,336	2,947
受取保険金	1,011	2,147
特別利益合計	13,578	27,617
特別損失		
減損損失	—	15,594
固定資産除却損	3,004	12,588
その他	1,344	729
特別損失合計	4,349	28,911
税引前四半期純利益	120,015	6,971
法人税、住民税及び事業税	17,004	12,033
法人税等調整額	27,103	25,900
法人税等合計	44,108	37,933
四半期純利益又は四半期純損失(△)	75,907	△30,962

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日	平成25年6月27日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第2四半期)	自 至	平成25年7月1日 平成25年9月30日	平成25年11月13日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社 スーパー大栄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村勝美

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東能利生

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スーパー大栄の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スーパー大栄の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スーパー大栄の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スーパー大栄が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

株式会社 スーパー大栄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能 利 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スーパー大栄の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第43期事業年度の第2四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スーパー大栄の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。